

承認第3号

専決処分の承認を求めることについて

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを議会に報告し、議会の承認を求める。

令和元年 6月 3日提出

みやき町長 末 安 伸 之

専決事項

みやき町税条例等の一部を改正する条例について

専決理由

地方税法等の一部を改正する法律（平成31年法律第2号）等が平成31年3月29日に公布されたことに伴い、平成31年4月1日を施行日とするみやき町税条例等の一部を改正する必要性が生じたが、議会を招集する時間的余裕がなかったため、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分を行った。



専決処分第5号

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により専決処分する。

みやき町税条例等の一部を改正する条例について

平成31年 3月29日

みやき町長 末 安 伸 之



理由

地方税法等の一部を改正する法律（平成31年法律第2号）等が平成31年3月29日に公布されたことに伴い、平成31年4月1日を施行日とするみやき町税条例等の一部を改正する必要が生じたが、議会を招集する時間的余裕がなかったため、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分を行った。



みやき町税条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

平成31年3月29日

みやき町長

末安 伸之

みやき町条例第6号

みやき町税条例等の一部を改正する条例

第1条 みやき町税条例（平成17年みやき町条例第42号）の一部を次のように改正する。

附則第7条の3の2第1項中「平成43年度」を「平成45年度」に、「附則第5条の4の2第6項」を「附則第5条の4の2第5項」に、「同条第9項」を「同条第7項」に改め、同条第2項を削り、同条第3項中「第1項の規定の適用が」を「前項の規定の適用が」に改め、同項を同条第2項とする。

附則第10条の2第4項中「附則第15条第32項第1号イ」を「附則第15条第33項第1号イ」に改め、同条第5項中「附則第15条第32項第1号ロ」を「附則第15条第33項第1号ロ」に改め、同条第6項中「附則第15条第32項第1号ハ」を「附則第15条第33項第1号ハ」に改め、同条第7項中「附則第15条第32項第1号ニ」を「附則第15条第33項第1号ニ」に改め、同条第8項中「附則第15条第32項第1号ホ」を「附則第15条第33項第1号ホ」に改め、同条第9項中「附則第15条第32項第2号イ」を「附則第15条第33項第2号イ」に改め、同条第10項中「附則第15条第32項第2号ロ」を「附則第15条第33項第2号ロ」に改め、同条第11項中「附則第15条第32項第3号イ」を「附則第15条第33項第3号イ」に改め、同条第12項中「附則第15条第32項第3号ロ」を「附則第15条第33項第3号ロ」に改め、同条第13項中「附則第15条第32項第3号ハ」を「附則第15条第33項第3号ハ」に改め、同条第14項中「附則第15条第43項」を「附則第15条第44項」に改め、同条第15項中「附則第15条第44項」を「附則第15条第45項」に改め、同条第16項中「附則第15条第46項」を「附則第15条第47項」に改める。

附則第10条の3第6項中「附則第12条第17項」を「附則第12条第19項」に改め、同条第7項第4号中「附則第12条第21項」を「附則第12条第23項」に改め、同項第6号中「附則第12条第22項」を「附則第12条第24項」に改め、同条第8項第5号及び第10項第5号中「附則第12条第29項」を「附則第12条第31項」に改め、同条第11項中「附則第12条第17項」を「附則第12条第19項」に改める。

附則第16条第1項中「法附則第30条第1項」を「平成18年3月31日までに初めて道路運送車両法第60条第1項後段の規定による車両番号の指定（次項から第4項までにおいて「初回車両番号指定」という。）を受けた法附則第30条第1項」に、「当該軽自動車

が初めて道路運送車両法第60条第1項後段の規定による車両番号の指定（以下この条において「初回車両番号指定」という。）を受けた月から起算して14年を経過した月の属する年度以後の年度分」を「平成31年度分」に改め、同条第2項から第4項までを削り、同条第5項中「附則第30条第6項第1号及び第2号」を「附則第30条第2項第1号及び第2号」に、「第2項の表」を「次の表」に改め、同項に次の表を加える。

第2号ア	3,900円	1,000円
	6,900円	1,800円
	10,800円	2,700円
	3,800円	1,000円
	5,000円	1,300円

附則第16条第5項を同条第2項とし、同条第6項中「附則第30条第7項第1号及び第2号」を「附則第30条第3項第1号及び第2号」に改め、「以上の軽自動車」の次に「（ガソリンを内燃機関の燃料として用いるものに限る。以下この項及び次項において同じ。）」を加え、「第3項の表」を「次の表」に改め、同項に次の表を加える。

第2号ア	3,900円	2,000円
	6,900円	3,500円
	10,800円	5,400円
	3,800円	1,900円
	5,000円	2,500円

附則第16条第6項を同条第3項とし、同条第7項中「附則第30条第8項第1号及び第2号」を「附則第30条第4項第1号及び第2号」に、「第4項の表」を「次の表」に改め、同項に次の表を加える。

第2号ア	3,900円	3,000円
	6,900円	5,200円
	10,800円	8,100円
	3,800円	2,900円

	5,000円	3,800円
--	--------	--------

附則第16条第7項を同条第4項とする。

附則第16条の2第1項中「第7項」を「第4項」に改める。

(みやき町税条例等の一部を改正する条例の一部改正)

第2条 みやき町税条例等の一部を改正する条例（平成29年みやき町条例第4号）の一部を次のように改正する。

第2条のうち、みやき町税条例附則第15条の次に5条を加える改正規定（同条例附則第15条の6第2項に係る部分に限る。）中「については」の次に「、当分の間」を加え、同条例附則第16条第1項の改正規定中「初めて道路運送車両法第60条第1項後段の規定による」を「最初の法第444条第3項に規定する」を「平成18年3月31日までに初めて道路運送車両法第60条第1項後段の規定による車両番号の指定（次項から第4項までにおいて「初回車両番号指定」という。）を受けた法附則第30条第1項」を「法附則第30条」に、「平成31年度分」を「当該軽自動車が最初の法第444条第3項に規定する車両番号の指定を受けた月から起算して14年を経過した月の属する年度以後の年度分」に改める。

第3条 みやき町税条例等の一部を改正する条例（平成30年みやき町条例第14号）の一部を次のように改正する。

第1条のうち、みやき町税条例第48条第1項の改正規定中「及び第11項」を「、第11項及び第13項」に改め、同条に3項を加える改正規定中「次の3項」を「次の8項」に改め、同改正規定（同条第10項に係る部分に限る。）中「次項」の次に「及び第12項」を加え、「その他施行規則で定める方法」を削り、同改正規定（同条第12項に係る部分に限る。）中「申告は、」の次に「申告書記載事項が」を加え、同改正規定に次のように加える。

13 第10項の内国法人が、電気通信回線の故障、災害その他の理由により地方税関係手続用電子情報処理組織を使用することが困難であると認められる場合で、かつ、同項の規定を適用しないで納税申告書を提出することができると認められる場合において、同項の規定を適用しないで納税申告書を提出することについて町長の承認を受けたときは、当該町長が指定する期間内に行う同項の申告については、前3項の規定は、適用しない。法人税法第75条の4第2項の申請書を同項に規定する納税地の所轄税務署長に提出した第10項の内国法人が、当該税務署長の承認を受け、又は当該税務署長の却下の処分を受けていない旨を記載した施行規則で定める書類を、納税申告書の提出期限の前日までに、又は納税申告書に添付して当該提出期限までに、町長に提出した場合における当該税務署長が指定する期間内に行う同項の申告についても、同様とする。

- 14 前項前段の承認を受けようとする内国法人は、同項前段の規定の適用を受けることが必要となった事情、同項前段の規定による指定を受けようとする期間その他施行規則で定める事項を記載した申請書に施行規則で定める書類を添付して、当該期間の開始の日の15日前までに、これを町長に提出しなければならない。
- 15 第13項の規定の適用を受けている内国法人は、第10項の申告につき第13項の規定の適用を受けることをやめようとするときは、その旨その他施行規則で定める事項を記載した届出書を町長に提出しなければならない。
- 16 第13項前段の規定の適用を受けている内国法人につき、法第321条の8第51項の処分又は前項の届出書の提出があったときは、これらの処分又は届出書の提出があった日の翌日以後の第13項前段の期間内に行う第10項の申告については、第13項前段の規定は適用しない。ただし、当該内国法人が、同日以後新たに同項前段の承認を受けたときは、この限りでない。
- 17 第13項後段の規定の適用を受けている内国法人につき、第15項の届出書の提出又は法人税法第75条の4第3項若しくは第6項（同法第81条の24の3第2項において準用する場合を含む。）の処分があったときは、これらの届出書の提出又は処分があった日の翌日以後の第13項後段の期間内に行う第10項の申告については、第13項後段の規定は適用しない。ただし、当該内国法人が、同日以後新たに同項後段の書類を提出したときは、この限りでない。

附則第1条第4号中「3項を」を「8項を」に改める。

附則第2条第3項中「第12項」を「第17項」に改める。

附 則

（施行期日）

第1条 この条例は、平成31年4月1日から施行する。

（町民税に関する経過措置）

第2条 別段の定めがあるものを除き、第1条の規定による改正後のみやき町税条例（以下「新条例」という。）の規定中個人の町民税に関する部分は、平成31年度以後の年度分の個人の町民税について適用し、平成30年度分までの個人の町民税については、なお従前の例による。

（固定資産税に関する経過措置）

第3条 新条例の規定中固定資産税に関する部分は、平成31年度以後の年度分の固定資産税について適用し、平成30年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

（軽自動車に関する経過措置）

第4条 新条例の規定中軽自動車税に関する部分は、平成31年度分の軽自動車税について適用し、平成30年度分までの軽自動車税については、なお従前の例による。

みやき町税条例の一部を改正する条例に係る新旧対照表（第1条関係）

改 正 後	改 正 前
附 則 第7条の3の2 平成22年度から<u>平成45年度</u>までの各年度分の個人の町民税に限り、所得割の納税義務者が前年分の所得税につき租税特別措置法第41条又は第41条の2の2の規定の適用を受けた場合（居住年が平成11年から平成18年まで又は平成21年から平成33年までの各年である場合に限る。）において、前条第1項の規定の適用を受けないときは、<u>法附則第5条の4の2第5項（同条第7項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）</u>に規定するところにより控除すべき額を、当該納税義務者の第34条の3及び第34条の6の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。	附 則 第7条の3の2 平成22年度から<u>平成43年度</u>までの各年度分の個人の町民税に限り、所得割の納税義務者が前年分の所得税につき租税特別措置法第41条又は第41条の2の2の規定の適用を受けた場合（居住年が平成11年から平成18年まで又は平成21年から平成33年までの各年である場合に限る。）において、前条第1項の規定の適用を受けないときは、<u>法附則第5条の4の2第6項（同条第9項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）</u>に規定するところにより控除すべき額を、当該納税義務者の第34条の3及び第34条の6の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。 <u>2 前項の規定は、次に掲げる場合に限り適用する。</u> <u>（1） 前項の規定の適用を受けようとする年度分の第36条の2第1項の規定による申告書（その提出期限後において町民税の納税通知書が送致される時までに提出されたもの及びその時までに提出された第36条の3第1項の確定申告書を含む。）に租税特別措置法第41条第1項に規定する住宅借入金等特別税額控除額の控除に関する事項の記載がある場合（これらの申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると町長が認める場合を含む。）</u> <u>（2） 前号に掲げる場合のほか、前項の規定の適用を受けようとする年度の初日の属する年の1月1日現在において法第317</u>

2 前項の規定の適用が ある場合における第34条の8及び第34条の9第1項の規定の適用については、第34条の8中「前2条」とあるのは、「前2条並びに附則第7条の3の2第1項」と、第34条の9第1項中「前3条」とあるのは「前3条並びに附則第7条の3の2第1項」とする。

(法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合)

第10条の2 (略)

2・3 (略)

4 法附則第15条第33項第1号イに規定する設備について同号に規定する町の条例で定める割合は3分の2とする。

5 法附則第15条第33項第1号ロに規定する設備について同号に規定する町の条例で定める割合は3分の2とする。

6 法附則第15条第33項第1号ハに規定する設備について同号に規定する町の条例で定める割合は3分の2とする。

7 法附則第15条第33項第1号ニに規定する設備について同号に規定する町の条例で定める割合は3分の2とする。

8 法附則第15条第33項第1号ホに規定する設備について同号に規定する町の条例で定める割合は3分の2とする。

9 法附則第15条第33項第2号イに規定する設備について同号に規定する町の条例で定める割合は4分の3とする。

条の6第1項の規定によって給与支払報告書を提出する義務がある者から給与の支払を受けている者であつて、前年中において給与所得以外の所得を有しなかつたものが、前年分の所得税につき租税特別措置法第41条の2の2の規定の適用を受けている場合

3 第1項の規定の適用がある場合における第34条の8及び第34条の9第1項の規定の適用については、第34条の8中「前2条」とあるのは、「前2条並びに附則第7条の3の2第1項」と、第34条の9第1項中「前3条」とあるのは「前3条並びに附則第7条の3の2第1項」とする。

(法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合)

第10条の2 (略)

2・3 (略)

4 法附則第15条第32項第1号イに規定する設備について同号に規定する町の条例で定める割合は3分の2とする。

5 法附則第15条第32項第1号ロに規定する設備について同号に規定する町の条例で定める割合は3分の2とする。

6 法附則第15条第32項第1号ハに規定する設備について同号に規定する町の条例で定める割合は3分の2とする。

7 法附則第15条第32項第1号ニに規定する設備について同号に規定する町の条例で定める割合は3分の2とする。

8 法附則第15条第32項第1号ホに規定する設備について同号に規定する町の条例で定める割合は3分の2とする。

9 法附則第15条第32項第2号イに規定する設備について同号に規定する町の条例で定める割合は4分の3とする。

- 10 法附則第15条第33項第2号ロに規定する設備について同号に規定する町の条例で定める割合は4分の3とする。
- 11 法附則第15条第33項第3号イに規定する設備について同号に規定する町の条例で定める割合は2分の1とする。
- 12 法附則第15条第33項第3号ロに規定する設備について同号に規定する町の条例で定める割合は2分の1とする。
- 13 法附則第15条第33項第3号ハに規定する設備について同号に規定する町の条例で定める割合は2分の1とする。
- 14 法附則第15条第44項に規定する町の条例で定める割合は2分の1とする。
- 15 法附則第15条第45項に規定する町の条例で定める割合は3分の2とする。
- 16 法附則第15条第47項に規定する町の条例で定める割合は零とする。
- 17 (略)

(新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告)

第10条の3 (略)

2～5 (略)

- 6 法附則第15条の9第1項の耐震基準適合住宅について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該耐震基準適合住宅に係る耐震改修が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に当該耐震改修に要した費用を証する書類及び当該耐震改修後の家屋が令附則第12条第19項に規定する基準を満たすことを証する書類を添付して町長に提出しなければなら

- 10 法附則第15条第32項第2号ロに規定する設備について同号に規定する町の条例で定める割合は4分の3とする。
- 11 法附則第15条第32項第3号イに規定する設備について同号に規定する町の条例で定める割合は2分の1とする。
- 12 法附則第15条第32項第3号ロに規定する設備について同号に規定する町の条例で定める割合は2分の1とする。
- 13 法附則第15条第32項第3号ハに規定する設備について同号に規定する町の条例で定める割合は2分の1とする。
- 14 法附則第15条第43項に規定する町の条例で定める割合は2分の1とする。
- 15 法附則第15条第44項に規定する町の条例で定める割合は3分の2とする。
- 16 法附則第15条第46項に規定する町の条例で定める割合は零とする。
- 17 (略)

(新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告)

第10条の3 (略)

2～5 (略)

- 6 法附則第15条の9第1項の耐震基準適合住宅について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該耐震基準適合住宅に係る耐震改修が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に当該耐震改修に要した費用を証する書類及び当該耐震改修後の家屋が令附則第12条第17項に規定する基準を満たすことを証する書類を添付して町長に提出しなければなら

ない。

(1)～(6) (略)

7 法附則第15条の9第4項の高齢者等居住改修住宅又は同条第5項の高齢者等居住改修専有部分について、これらの規定の適用を受けようとする者は、同条第4項に規定する居住安全改修工事が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第8項各号に掲げる書類を添付して町長に提出しなければならない。

(1)～(3) (略)

(4) 令附則第12条第23項に掲げる者に該当する者の住所、氏名及び当該者が同項各号のいずれに該当するかの別

(5) (略)

(6) 居住安全改修工事に要した費用並びに令附則第12条第24項に規定する補助金等、居宅介護住宅改修費及び介護予防住宅改修費

(7) (略)

8 法附則第15条の9第9項の熱損失防止改修住宅又は同条第10項の熱損失防止改修専有部分について、これらの規定の適用を受けようとする者は、同条第9項に規定する熱損失防止改修工事が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第9項各号に掲げる書類を添付して町長に提出しなければならない。

(1)～(4) (略)

(5) 熱損失防止改修工事に要した費用及び令附則第12条第31項に規定する補助金等

(6) (略)

ない。

(1)～(6) (略)

7 法附則第15条の9第4項の高齢者等居住改修住宅又は同条第5項の高齢者等居住改修専有部分について、これらの規定の適用を受けようとする者は、同条第4項に規定する居住安全改修工事が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第8項各号に掲げる書類を添付して町長に提出しなければならない。

(1)～(3) (略)

(4) 令附則第12条第21項に掲げる者に該当する者の住所、氏名及び当該者が同項各号のいずれに該当するかの別

(5) (略)

(6) 居住安全改修工事に要した費用並びに令附則第12条第22項に規定する補助金等、居宅介護住宅改修費及び介護予防住宅改修費

(7) (略)

8 法附則第15条の9第9項の熱損失防止改修住宅又は同条第10項の熱損失防止改修専有部分について、これらの規定の適用を受けようとする者は、同条第9項に規定する熱損失防止改修工事が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第9項各号に掲げる書類を添付して町長に提出しなければならない。

(1)～(4) (略)

(5) 熱損失防止改修工事に要した費用及び令附則第12条第29項に規定する補助金等

(6) (略)

9 (略)

10 法附則第15条の9の2第4項に規定する特定熱損失防止改修住宅又は同条第5項に規定する特定熱損失防止改修住宅専有部分について、これらの規定の適用を受けようとする者は、法附則第15条の9第9項に規定する熱損失防止改修工事が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第11項各号に掲げる書類を添付して町長に提出しなければならない。

(1)～(4) (略)

(5) 熱損失防止改修工事に要した費用及び令附則第12条第31項に規定する補助金等

(6) (略)

11 法附則第15条の10第1項の耐震基準適合家屋について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該耐震基準適合家屋に係る耐震改修が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則7条第13項に規定する補助に係る補助金確定通知書の写し、建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成7年法律第123号）第7条又は附則第3条第1項の規定による報告の写し及び当該耐震改修後の家屋が令附則第12条第19項に規定する基準を満たすことを証する書類を添付して町長に提出しなければならない。

(1)～(6) (略)

12 (略)

(軽自動車税の税率の特例)

第16条 平成18年3月31日までに初めて道路運送車両法第60条第

9 (略)

10 法附則第15条の9の2第4項に規定する特定熱損失防止改修住宅又は同条第5項に規定する特定熱損失防止改修住宅専有部分について、これらの規定の適用を受けようとする者は、法附則第15条の9第9項に規定する熱損失防止改修工事が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第11項各号に掲げる書類を添付して町長に提出しなければならない。

(1)～(4) (略)

(5) 熱損失防止改修工事に要した費用及び令附則第12条第29項に規定する補助金等

(6) (略)

11 法附則第15条の10第1項の耐震基準適合家屋について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該耐震基準適合家屋に係る耐震改修が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則7条第13項に規定する補助に係る補助金確定通知書の写し、建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成7年法律第123号）第7条又は附則第3条第1項の規定による報告の写し及び当該耐震改修後の家屋が令附則第12条第17項に規定する基準を満たすことを証する書類を添付して町長に提出しなければならない。

(1)～(6) (略)

12 (略)

(軽自動車税の税率の特例)

第16条 法附則第30条第1項

1 項後段の規定による車両番号の指定（次項から第4項までにおいて「初回車両番号指定」という。）を受けた法附則第30条第1項に規定する3輪以上の軽自動車に対する平成31年度分

の軽自動車税に係る第82条の規定の適用については、当分の間、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

(略)

に規定する3輪以上の軽自動車に対する当該軽自動車が始めて道路運送車両法第60条第1項後段の規定による車両番号の指定（以下この条において「初回車両番号指定」という。）を受けた月から起算して14年を経過した月の属する年度以後の年度分の軽自動車税に係る第82条の規定の適用については、当分の間、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

(略)

2 法附則第30条第3項第1号及び第2号に掲げる3輪以上の軽自動車に対する第82条の規定の適用については、当該軽自動車平成28年4月1日から平成29年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には、平成29年度分の軽自動車税に限り、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第2号ア	3,900円	1,000円
	6,900円	1,800円
	10,800円	2,700円
	3,800円	1,000円
	5,000円	1,300円

3 法附則第30条第4項第1号及び第2号に掲げる3輪以上の軽自動車（ガソリンを内燃機関の燃料として用いるものに限る。以下この条（第5項を除く。）において同じ。）に対する第82条の規定の適用については、当該軽自動車が平成28年4月1日から平成29年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には、平成29年度分の軽自動車税に限り、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第2号ア	3,900円	2,000円
	6,900円	3,500円
	10,800円	5,400円
	3,800円	1,900円
	5,000円	2,500円

4 法附則第30条第5項第1号及び第2号に掲げる3輪以上の軽自動車（前項の規定の適用を受けるものを除く。）に対する第82条の規定の適用については、当該軽自動車が平成28年4月1日から平成29年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には、平成29年度分の軽自動車税に限り、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

2 法附則第30条第2項第1号及び第2号に掲げる3輪以上の軽自動車に対する第82条の規定の適用については、当該軽自動車が平成29年4月1日から平成30年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成30年度分の軽自動車税に限り、当該軽自動車が平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成31年度分の軽自動車税に限り、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第2号ア	3,900円	1,000円
	6,900円	1,800円
	10,800円	2,700円
	3,800円	1,000円
	5,000円	1,300円

第2号ア	3,900円	3,000円
	6,900円	5,200円
	10,800円	8,100円
	3,800円	2,900円
	5,000円	3,800円

5 法附則第30条第6項第1号及び第2号に掲げる3輪以上の軽自動車に対する第82条の規定の適用については、当該軽自動車が平成29年4月1日から平成30年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成30年度分の軽自動車税に限り、当該軽自動車が平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成31年度分の軽自動車税に限り、第2項の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

3 法附則第30条第3項第1号及び第2号に掲げる3輪以上の軽自動車（ガソリンを内燃機関の燃料として用いるものに限る。以下この項及び次項において同じ。）に対する第82条の規定の適用については、当該軽自動車が平成29年4月1日から平成30年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成30年度分の軽自動車税に限り、当該軽自動車が平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成31年度分の軽自動車税に限り、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第2号ア	3,900円	2,000円
	6,900円	3,500円
	10,800円	5,400円
	3,800円	1,900円
	5,000円	2,500円

4 法附則第30条第4項第1号及び第2号に掲げる3輪以上の軽自動車（前項の規定の適用を受けるものを除く。）に対する第82条の規定の適用については、当該軽自動車が平成29年4月1日から平成30年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成30年度分の軽自動車税に限り、当該軽自動車が平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成31年度分の軽自動車税に限り、次の

6 法附則第30条第7項第1号及び第2号に掲げる3輪以上の軽自動車 _____ に対する第82条の規定の適用については、当該軽自動車が平成29年4月1日から平成30年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成30年度分の軽自動車税に限り、当該軽自動車が平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成31年度分の軽自動車税に限り、第3項の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

7 法附則第30条第8項第1号及び第2号に掲げる3輪以上の軽自動車（前項の規定の適用を受けるものを除く。）に対する第82条の規定の適用については、当該軽自動車が平成29年4月1日から平成30年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成30年度分の軽自動車税に限り、当該軽自動車が平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成31年度分の軽自動車税に限り、第4

表____の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第2号ア	3,900円	3,000円
	6,900円	5,200円
	10,800円	8,100円
	3,800円	2,900円
	5,000円	3,800円

(軽自動車税の賦課徴収の特例)

第16条の2 町長は、軽自動車税の賦課徴収に関し、3輪以上の軽自動車が前条第2項から第4項までの規定の適用を受ける3輪以上の軽自動車に該当するかどうかの判断をするときは、国土交通大臣の認定等（法附則第30条の2第1項に規定する国土交通大臣の認定等をいう。次項において同じ。）に基づき当該判断をするものとする。

2～4 (略)

項の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

(軽自動車税の賦課徴収の特例)

第16条の2 町長は、軽自動車税の賦課徴収に関し、3輪以上の軽自動車が前条第2項から第7項までの規定の適用を受ける3輪以上の軽自動車に該当するかどうかの判断をするときは、国土交通大臣の認定等（法附則第30条の2第1項に規定する国土交通大臣の認定等をいう。次項において同じ。）に基づき当該判断をするものとする。

2～4 (略)

みやき町税条例等の一部を改正する条例に係る新旧対照表（第2条関係）

改正後

第2条 みやき町税条例の一部を次のように改正する。

(中略)

附則第15条の次に次の5条を加える。

(中略)

(軽自動車税の環境性能割の税率の特例)

第15条の6 営業用の三輪以上の軽自動車に対する第81条の4の規定の適用については、当分の間、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

略		
---	--	--

2 自家用の三輪以上の軽自動車に対する第81条の4（第3号に係る部分に限る。）の規定の適用については、当分の間、同号中「100分の3」とあるのは、「100分の2」とする。

附則第16条の見出し中「軽自動車税」の次に「の種別割」を加え、同条第1項中「平成18年3月31日までに初めて道路運送車両法第60条第1項後段の規定による車両番号の指定（次項から第4項までにおいて「初回車両番号指定」という。）を受けた法附則第30条第1項」を「法附則第30条」に、「平成31年度分」を「当該軽自動車が最初の法第444条第3項に規定する車両番号の指定を受けた月から起算して14年を経過した月の属する年度以後の年度分」に改め、「軽自動

改正前

第2条 みやき町税条例の一部を次のように改正する。

(中略)

附則第15条の次に次の5条を加える。

(中略)

(軽自動車税の環境性能割の税率の特例)

第15条の6 営業用の三輪以上の軽自動車に対する第81条の4の規定の適用については、当分の間、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第1号	100分の1	100分の0.5
第2号	100分の2	100分の1
第3号	100分の3	100分の2

2 自家用の三輪以上の軽自動車に対する第81条の4（第3号に係る部分に限る。）の規定の適用については_____、同号中「100分の3」とあるのは、「100分の2」とする。

附則第16条の見出し中「軽自動車税」の次に「の種別割」を加え、同条第1項中「初めて道路運送車両法第60条第1項後段の規定による」を「最初の法第444条第3項に規定する」に改め、「軽自動

車税」の次に「の種別割」を加え、同項の表を次のように改める。

略

(後略)

車税」の次に「の種別割」を加え、同項の表を次のように改める。

第2号ア(イ)	3,900円	4,600円
第2号ア(ウ) a	6,900円	8,200円
	10,800円	12,900円
第2号ア(ウ) b	3,800円	4,500円
	5,000円	6,000円

(後略)

みやき町税条例等の一部を改正する条例に係る新旧対照表（第3条関係）

改 正 後	改 正 前
第1条 みやき町税条例（平成17年条例第42号）の一部を次のように改正する。 （中略） 第48条第1項中「による申告書」の次に「（<u>第10項、第11項及び第13項</u>において「納税申告書」という。）」を加え、同条第7項中「第52条第2項」を「第52条第4項」に改め、同項を同条第9項とし、同条第6項を同条第8項とし、同条第5項中「第3項の場合」を「第5項の場合」に改め、同項を同条第7項とし、同条第4項を同条第6項とし、同条第3項中「第5項第1号」を「第7項第1号」に改め、同項を同条第5項とし、同条第2項中「法の施行地に本店若しくは主たる事務所若しくは事業所を有する法人」を「内国法人」に、「第321条の8第24項」を「第321条の8第26項」に、「前項」を「第1項」に改め、同項を同条第4項とし、同条第1項の次に次の2項を加える。 2 法の施行地に本店又は主たる事務所若しくは事業所を有する法人（以下この条において「内国法人」という。）が、租税特別措置法第66条の7第4項及び第10項又は第68条の91第4項及び第10項の規定の適用を受ける場合には、法第321条の8第24項及び令第48条の12の2に規定するところにより、控除すべき額を前項の規定により申告納付すべき法人税割額から控除する。 3 内国法人が、租税特別措置法第66条の9の3第4項及び第	第1条 みやき町税条例（平成17年条例第42号）の一部を次のように改正する。 （中略） 第48条第1項中「による申告書」の次に「（<u>第10項及び第11項</u> _____において「納税申告書」という。）」を加え、同条第7項中「第52条第2項」を「第52条第4項」に改め、同項を同条第9項とし、同条第6項を同条第8項とし、同条第5項中「第3項の場合」を「第5項の場合」に改め、同項を同条第7項とし、同条第4項を同条第6項とし、同条第3項中「第5項第1号」を「第7項第1号」に改め、同項を同条第5項とし、同条第2項中「法の施行地に本店若しくは主たる事務所若しくは事業所を有する法人」を「内国法人」に、「第321条の8第24項」を「第321条の8第26項」に、「前項」を「第1項」に改め、同項を同条第4項とし、同条第1項の次に次の2項を加える。 2 法の施行地に本店又は主たる事務所若しくは事業所を有する法人（以下この条において「内国法人」という。）が、租税特別措置法第66条の7第4項及び第10項又は第68条の91第4項及び第10項の規定の適用を受ける場合には、法第321条の8第24項及び令第48条の12の2に規定するところにより、控除すべき額を前項の規定により申告納付すべき法人税割額から控除する。 3 内国法人が、租税特別措置法第66条の9の3第4項及び第

10項又は第68条の93の3第4項及び第10項の規定の適用を受ける場合には、法第321条の8第25項及び令第48条の12の3に規定するところにより、控除すべき額を第1項の規定により申告納付すべき法人税割額から控除する。

第48条に次の8項を加える。

- 10 法第321条の8第42項に規定する特定法人である内国法人は、第1項の規定により、納税申告書により行うこととされている法人の市(町・村)民税の申告については、同項の規定にかかわらず、同条第42項及び施行規則で定めるところにより、納税申告書に記載すべきものとされている事項(次項及び第12項において「申告書記載事項」という。)を、法第762条第1号に規定する地方税関係手続用電子情報処理組織を使用し、かつ、地方税共同機構(第12項において「機構」という。)を経由して行う方法_____により町長に提供することにより、行わなければならない。
- 11 前項の規定により行われた同項の申告については、申告書記載事項が記載された納税申告書により行われたものとみなして、この条例又はこれに基づく規則の規定を適用する。
- 12 第10項の規定により行われた同項の申告は、申告書記載事項が法第762条第1号の機構の使用に係る電子計算機(入出力装置を含む。)に備えられたファイルへの記録がされた時に同項に規定する町長に到達したものとみなす。
- 13 第10項の内国法人が、電気通信回線の故障、災害その他の理由により地方税関係手続用電子情報処理組織を使用することが困難であると認められる場合で、かつ、同項の規定を適用しないで納税申告書を提出することができると認められる場合に

10項又は第68条の93の3第4項及び第10項の規定の適用を受ける場合には、法第321条の8第25項及び令第48条の12の3に規定するところにより、控除すべき額を第1項の規定により申告納付すべき法人税割額から控除する。

第48条に次の3項を加える。

- 10 法第321条の8第42項に規定する特定法人である内国法人は、第1項の規定により、納税申告書により行うこととされている法人の市(町・村)民税の申告については、同項の規定にかかわらず、同条第42項及び施行規則で定めるところにより、納税申告書に記載すべきものとされている事項(次項_____において「申告書記載事項」という。)を、法第762条第1号に規定する地方税関係手続用電子情報処理組織を使用し、かつ、地方税共同機構(第12項において「機構」という。)を経由して行う方法その他施行規則で定める方法により町長に提供することにより、行わなければならない。
- 11 前項の規定により行われた同項の申告については、申告書記載事項が記載された納税申告書により行われたものとみなして、この条例又はこれに基づく規則の規定を適用する。
- 12 第10項の規定により行われた同項の申告は、_____ 法第762条第1号の機構の使用に係る電子計算機(入出力装置を含む。)に備えられたファイルへの記録がされた時に同項に規定する町長に到達したものとみなす。

において、同項の規定を適用しないで納税申告書を提出することについて町長の承認を受けたときは、当該町長が指定する期間内に行う同項の申告については、前3項の規定は、適用しない。法人税法第75条の4第2項の申請書を同項に規定する納税地の所轄税務署長に提出した第10項の内国法人が、当該税務署長の承認を受け、又は当該税務署長の却下の処分を受けていない旨を記載した施行規則で定める書類を、納税申告書の提出期限の前日までに、又は納税申告書に添付して当該提出期限までに、町長に提出した場合における当該税務署長が指定する期間内に行う同項の申告についても、同様とする。

14 前項前段の承認を受けようとする内国法人は、同項前段の規定の適用を受けることが必要となった事情、同項前段の規定による指定を受けようとする期間その他施行規則で定める事項を記載した申請書に施行規則で定める書類を添付して、当該期間の開始の日の15日前までに、これを町長に提出しなければならない。

15 第13項の規定の適用を受けている内国法人は、第10項の申告につき第13項の規定の適用を受けることをやめようとするときは、その旨その他施行規則で定める事項を記載した届出書を町長に提出しなければならない。

16 第13項前段の規定の適用を受けている内国法人につき、法第321条の8第51項の処分又は前項の届出書の提出があったときは、これらの処分又は届出書の提出があった日の翌日以後の第13項前段の期間内に行う第10項の申告については、第13項前段の規定は適用しない。ただし、当該内国法人が、同日以後新たに同項前段の承認を受けたときは、この限りでない。

17 第13項後段の規定の適用を受けている内国法人につき、第15項の届出書の提出又は法人税法第75条の4第3項若しくは第6項（同法第81条の24の3第2項において準用する場合を含む。）の処分があったときは、これらの届出書の提出又は処分があった日の翌日以後の第13項後段の期間内に行う第10項の申告については、第13項後段の規定は適用しない。ただし、当該内国法人が、同日以後新たに同項後段の書類を提出したときは、この限りでない。

（後略）

附 則

（施行期日）

第1条 この条例は、平成30年10月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

（1）～（3） 略

（4） 第1条中みやき町税条例第23条第1項及び第3項並びに第48条第1項の改正規定並びに同条に8項を加える改正規定並びに次条第4項の規定 平成32年4月1日

（後略）

附 則

（施行期日）

第1条 この条例は、平成30年10月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

（1） 第1条中みやき町税条例第24条第2項の改正規定（「控除対象配偶者」を「同一生計配偶者」に改める部分に限る。）及び同条例第36条の2第1項の改正規定並びに同条例附則第17条の2第3項の改正規定並びに次条第1項の規定 平成31年1月1日

（2） 第2条（次号に掲げる改正規定を除く。）及び附則第4条の規定 平成31年4月1日

（3） 第2条中みやき町税条例第94条第3項の改正規定 平成31年10月1日

（4） 第1条中みやき町税条例第23条第1項及び第3項並びに第48条第1項の改正規定並びに同条に3項を加える改正規定並びに次条第4項の規定 平成32年4月1日

(5)～(8) 略

(町民税に関する経過措置)

第2条 略

2 略

3 第1条の規定による改正後のみやき町税条例（附則4条において「新条例」という。）第23条第1項及び第3項並びに第48条第10項から第17項までの規定は、前条第4号に掲げる規定の施行の日以後に開始する事業年度分の法人の町民税及び同日以後に開始する連結事業年度分の法人の町民税について適用し、同日前に開始した事業年度分の法人の町民税及び同日前に開始した連結事業年度分の法人の町民税について

(5) 第3条並びに附則第6条及び第7条の規定 平成32年10月1日

(6) 第1条中みやき町税条例第24条第1項第2号の改正規定、同条第2項の改正規定（第1号に掲げる改正規定を除く。）並びに同条例第34条の2及び第34条の6の改正規定並びに同条例附則第5条の改正規定並びに次条第2項の規定 平成33年1月1日

(7) 第4条並びに附則第8条及び第9条の規定 平成33年10月1日

(8) 第5条の規定 平成34年10月1日

(町民税に関する経過措置)

第2条 前条第1号に掲げる規定による改正後の町税条例の規定中個人の町民税に関する部分は、平成31年度以後の年度分の個人の町民税について適用し、平成30年度分までの個人の町・村民税については、なお従前の例による。

2 前条第6号に掲げる規定による改正後のみやき町税条例の規定中個人の町民税に関する部分は、平成33年度以後の年度分の個人の町民税について適用し、平成32年度分までの個人の町民税については、なお従前の例による。

3 第1条の規定による改正後のみやき町税条例（附則4条において「新条例」という。）第23条第1項及び第3項並びに第48条第10項から第12項までの規定は、前条第4号に掲げる規定の施行の日以後に開始する事業年度分の法人の町民税及び同日以後に開始する連結事業年度分の法人の町民税について適用し、同日前に開始した事業年度分の法人の町民税及び同日前に開始した連結事業年度分の法人の町民税について

は、なお従前の例による。

は、なお従前の例による。

みやき町税条例等の一部を改正する条例（概要）

改正概要	みやき町税条例 改正範囲	内容	改正時期等
町民税に係るもの	第48条	法律改正に合わせて改正 資本金1億円を超える普通法人等に対する申告書の電子情報処理組織による提出義務の創設に伴い、電気通信回線の故障、災害その他の理由により電子情報処理組織を使用することが困難であると認められる場合の宥恕措置 ^{ユウジョ} について規定の整備	平成31年4月1日
	附則第7条の3の2	法律改正に合わせて改正 住宅借入金特別控除に係る特別特定取得した場合（平成31年10月1日から平成32年12月31日までの間に居住）の控除期間の拡充	
固定資産税に係るもの	附則第10条の2	法律改正に合わせて改正	
	附則第10条の3	政令改正に合わせて改正	
軽自動車税に係るもの	附則第15条の6	法律改正に合わせて改正	
	附則第16条	法律改正に合わせて改正 軽自動車税のグリーン化特例について重課を平成31年度に限ったものとし、平成29年度分の軽課の削除	
	附則第16条の2	条例改正に伴う規定の整備	